

# NPO 法人スローライフ障害者地域活動支援センター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO 法人スローライフ障害者地域活動支援センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

## 第2章

### 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、障害者、発達障害者、高次脳機能障害者の地域ケア対策推進の一環として地域ぐるみの支援・協力により、主に就労することが困難な在宅障害者に対し、基本的な社会生活習慣の習得、社会参加のための作業訓練等を行うとともに、地域交流の拠点となる事業を行うことにより、障害者が地域社会の一員として健常者とともに生活し社会参加、社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動として次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

- (1) バザー等物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、障害者支援に関心と理解があり、この法人の目的に賛同し、

協同するために入会した個人及び団体とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡し又は下院である団体が消滅したとき
- （3）除名されたとき

（退会）

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。

- （1）この法人の定款等に違反したとき
- （2）この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

（抛出金品の不返還）

第11条 既に納入した抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

（種別及び定数）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 3人以上8人以内
- （2）監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行にあたる。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員にたいして議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、会員をもつて構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき
- (3) 第14条第4項4号の規定により、監事から招集があつたとき

(招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から21日以内に臨時総会を招集する。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前に届くように通知する。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもつて開催することができる。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長が決する。

(表決権等)

第27条 会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催等)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

2 理事会は、理事長が招集する。

- (1) 前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない

(2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前に届くように通知する

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席によって開会することができる。

(議決)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長が決する。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、理事長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及

びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行う
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳する
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しない

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第43条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経てその年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第45条 この法人の事務処理を行うため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事の兼任を妨げない。

(職員の任免)

第46条 職員の任免は、理事長が行う。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 広告の方法

(解散及び残余財産の帰属)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項の第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し法28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)



第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中島公夫
副理事長	後藤しげ子
理事	與安喜一
理事	江島 巖
理事	周藤ゆき子
監事	飯島君泰

3 この法人の設立当初の役員の任期は第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

付則

この定款は、平成 18 年 4 月 11 日から施行する。

付則

この定款は、平成 18 年 8 月 29 日から施行する。

付則

この定款は、平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

付則

この定款は、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。

付則

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この定款は、平成 29 年 8 月 29 日から施行する。